

被災した住宅、家財等の損失額の計算書

税務署長 _____

住所 _____

氏名 _____

災害年月日	. .	災害の区分					
住宅の区分	平屋・二階建・その他()	住宅の構造	木造・鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート・鉄骨造	住宅の取得年月	平	年	月
住宅の床面積	m ²	被害の区分	全壊・流出・埋没・倒壊・半壊・一部破損・床上浸水	cm	浸水時間	時間	土砂(海水)の流入 有・無

住宅・家財等の損失額の計算							
1 住宅の損失額	住宅の種類						
	(1)	取得価額等が明らかな場合 住宅の取得価額	①	円	円		円
	(2)	取得価額等が明らかなでない場合 1㎡当たりの工事費用×総床面積	②	_____千円/㎡ × _____㎡ = _____円	_____千円/㎡ × _____㎡ = _____円		
	(3)	(①・②) × 0.9 × 償却率 × 経過年数	③				
	(4)	被災直前の時価相当額 ((①・②) - ③)	④				
	(5)	損害額 (④ × 被害割合)	⑤				
	(6)	保険金などで補填される金額	⑥				
(7)	差引損失額 (⑤ - ⑥)	⑦					
2 家財の損失額	(8)	取得価額等が明らかな場合 家財の時価の合計額 (別紙から転記)	⑧	円	円		円
	(9)	家族構成別家財評価額 (世帯主の年齢 歳: 夫婦・独身)	⑨	円	円		円
	(10)	生計を一にする親族による加算額 大人 (18歳以上の者) 1人につき 1,300,000円 子供 (18歳未満の者) 1人につき 800,000円	⑩	大人 1,300,000円 × _____人 = _____円 子供 800,000円 × _____人 = _____円 計 _____円			円
	(11)	被災直前の時価相当額 (⑨ + ⑩)	⑪				円
	(12)	損害額 ((⑧・⑪) × 被害割合)	⑫				
	(13)	保険金などで補填される金額	⑬				
	(14)	差引損失額 (⑫ - ⑬)	⑭				
3 車両の損失額	普通・軽の区分			普通・軽	普通・軽		
	取得年月			年 月	年 月		
	(15)	車両の取得価額	⑮	円	円		円
	(16)	⑮ × 0.9 × 償却率 × 経過年数	⑯				
	(17)	被災直前の時価相当額 (⑮ - ⑯)	⑰				
	(18)	損害額 (⑰ × 被害割合)	⑱				
	(19)	保険金などで補填される金額	⑲				
(20)	差引損失額 (⑱ - ⑲)	⑳					
(21)	損失額の合計 (⑦ + ⑭ + ⑳)	㉑					

(裏 面)

書 き 方

この計算書は、次により記載してください。

- 1 この計算書は、災害により被害を受けた方が雑損控除の適用を受けようとする場合において、①個々に損失額を計算することが困難であり、かつ、②住宅の主要構造部に損壊がある場合に、一定の方法により損失額を計算するためのものです。
- 2 各欄の記載に当たっては、次の点に注意してください。
 - (1) 災害年月日
災害の始まった日を記載してください。
 - (2) 災害の区分
台風、地震などと記載してください。
 - (3) 住宅の区分、住宅の構造
該当するものを○で囲んでください。
なお、三階建以上又は地下階のある住宅については、「住宅の区分」欄の「その他」を○で囲み、() 内に「●階建」又は「地下階あり」と記載してください。
 - (4) 住宅の取得年月
住宅の取得年月を記載してください。
 - (5) 住宅の床面積
住宅の総床面積を記載してください。
 - (6) 被害の区分
該当する事項を○で囲んでください。
なお、床上浸水の場合には、床板上の浸水の高さを記載してください。
 - (7) 浸水時間
浸水した時間を記載してください。
 - (8) 土砂（海水）の流入
土砂（海水）の流入の有無（床上・床下を問いません）について、該当するものを○で囲んでください。
 - (9) 住宅・家財等の損失額の計算
 - イ 住宅の損失額
被災した住宅ごとにそれぞれ記載してください。
住宅の取得時期及び取得価額が明らかな場合は(1)、住宅の取得時期及び取得価額が明らかでない場合には(2)により計算してください。
 - ロ 家財の損失額
被災した家財の個々の取得時期及び取得価額が明らかな場合は(1)、家財の個々の取得時期及び取得価額が明らかでない場合には(2)により計算してください。
なお、(1)による場合は、別紙「被災した家財の個別明細書」により計算し、当該別紙の「⑤時価」の「合計」欄の金額を転記してください。
 - ハ 車両の損失額
被災した車両（生活に通常必要でないものを除きます。）ごとに、それぞれ記載してください。
なお、「普通・軽の区分」欄には、該当するものを○で囲んでください。
 - 二 保険金などで補填される金額
保険金や共済金、損害賠償金などの支払いを受ける場合に、その支払いを受ける金額がその対象となった被災財産の区分（住宅、家財、車両の区分）ごとに判明するときはその被災財産の区分ごとに、判明しないときは被災財産の被害額等により配分したところにより、記載してください。
 - ホ ③及び⑩
償却率は、通常の耐用年数を1.5倍した年数（1年未満の端数がある場合は切り捨てます。）に対応する旧定額法の償却率を使用します。
なお、経過年数に6月以上の端数がある場合には1年とし、6月に満たない端数は切り捨てます。

